明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛四**）　二

〔省　令〕

○任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令（**法務五一**）　四

○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**同五二**）　六

○後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（**同五三**）　七

○外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（**外務七**）　九

○旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を廃止する省令（**同八**）　九

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学二八**）　九

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（**農林水産四七**）　一二

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業一〇**）　一九

○農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通四**）　三〇

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令を廃止する省令（**経済産業・環境七**）　三

○港湾調査規則等の一部を改正する省令（**国土交通四五**）　三

○船舶設備規程等の一部を改正する省令（**同四六**）　三六

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**同四七**）　五七

○公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令（**環境一八**）　六三

〔規　則〕

○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委一一**）　四四

〔告　示〕

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（**内閣府三八二**）　五五

○技術操作を管理する者を届け出る場合の手続を定める件の一部を改正する件（**総務二八二**）　五五

○無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件（**同二八三**）　六六

○農林水産省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示を定める件の一部を改正する件（**農林水産一六四九**）　六六

○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部を改正する告示（**国土交通九〇五**）　六六

○国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部を改正する告示（**同九〇六**）　六九

○国土交通省が関係行政機関として所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（**同九〇七**）　七〇

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う気象庁関係告示の整理に関する告示（**気象庁六**）　七一

○印紙をもつて納付することができる手数料を定める件（**環境三三**）　七三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七三

特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、令和元年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　九三

地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇五

会社その他　一〇六

会社決算公告　一〇八